

明治政府の竹島＝独島調査

明治政府の竹島＝独島調査

朴 炳 涉
(竹島＝独島問題研究ネット・代表)

An Investigation of Dokdo=Takeshima by the Meiji Government

PARK Byoung-sup

2016年3月

北東アジア文化研究 第41号

鳥取看護大学・鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

朴 炳 涉
(竹島＝独島問題研究ネット・代表)

An Investigation of Dokdo=Takeshima by the Meiji Government

PARK Byoung-sup

キーワード：松島 (Matsushima)
リアンコルト＝リヤンコ島 (Liancourt Rock)
1877年太政官指令 (Dajokan's instruction in 1877)

1. はじめに

明治時代に竹島＝独島の所属がしばしば問題になり、何回か調査がおこなわれた。最初は1870（明治3）年の外務省の副次的な調査であった。明治新政府は対馬藩の対朝鮮外交を調査し、朝鮮を内探るために同省の森山茂らを対馬厳原藩や釜山の倭館へ派遣した。その報告書『朝鮮国 交際始末内探書』（『内探書』と略す）の中に予定外の「竹島松島 朝鮮付属に相成候 始末」と題する一項があった。竹島あるいは磯竹島は鬱陵島（蔚陵島）を指し、松島は竹島＝独島を指すが、これらの島名は江戸時代からの伝統的な呼称であった。この一項は表題が重々しいわりには本文が簡潔であり、竹島・松島がどのような経緯で朝鮮付属になったのか充分な説明がなかった。そのため、森山らがそのような結論を出した経緯についての研究がほとんどなされなかつたが、最近になって関連の新資料が発掘されたので¹⁾、それを紹介する。

次に政府内で竹島＝独島の所属が問題になったのは島根県から竹島外一島の地籍編纂に関する伺書が内務省へ出された時であった。伺書を受けた内務省は

竹島外一島を朝鮮領であると判断したが、これは国家の重大事と考え、島根県の伺書と題名が同じ「日本海内 竹島外一島 地籍編纂方伺」を国家最高機関である太政官へ提出した。太政官はすぐにこれを承認し、竹島外一島は本邦に無関係であると1877年に指令した。この一連の資料を発掘した堀和生は、竹島は鬱陵島を指し、外一島は松島であって竹島=独島をさすと断定した²⁾。この見解は多くの研究者により長年にわたって支持されたが、最近になって異論がだされた。そうした異論に対して批判が相次いでいるが、その論争は今でも続いている。その理由のひとつに内務省や太政官が主体的に松島（竹島=独島）を指令当時にどのように理解していたのかが明らかにされなかつたことがある。本稿は松島に対する政府中央の認識を明らかにする。

一方、海軍では独自に水路誌や海図などを作成する過程で竹島=独島を調査した。最初は文献上の調査であったが、その結果が竹島・松島の島名混乱における影響を見る。その後、海軍はバルチック艦隊との日露海戦をひかえて竹島・松島の現地調査をおこなったので、その内容もみることにする。

最後に竹島=独島の所属が問題になったのは、隠岐の中井養三郎から政府に対して「リヤンコ島領土編入ならびに貸下願」が提出された時であった。この時、政府は各方面に対して竹島=独島を照会したのでその詳細をみることにする。

なお、本稿で江戸・明治時代の史料は読みやすいように口語訳とした。年月日の表記は、韓国の場合太陽暦を公式採用した1896（建陽元）年を基準に、日本の場合は1873（明治6）年を基準にし、基準以前は陰暦に、以後は陽暦とする。国号は大韓帝国成立（1897年）以後を韓国、それ以前を朝鮮と略称する。引用文においては筆者の注を〔 〕内に入れる。

2. 外務省による竹島・松島調査

新政府は明治維新（王政復古）を知らせる書契を朝鮮との外交をになつていた対馬藩をつうじて朝鮮へ渡そうとした。しかし、朝鮮は書契の書式を問題にして受け取りを拒否し、日朝外交は行きづまつた。いったん、太政官は日朝外交の歴史や朝鮮の実状などを探索することにし、外務官僚 佐田白茅・森山茂・齊藤栄ら3人を対馬ならびに朝鮮釜山にある対馬厳原藩の倭館へ派遣した。調

査内容は外務省が1869（明治2）年にあらかじめ「朝鮮へ派遣される者への心得案」を太政官へ提出して承認を得ていた³⁾。この中に竹島=独島・松島の調査は含まれていなかつた。

森山らは同年12月に横浜港を出発、翌年1月から2月にかけて対馬嚴原藩および釜山の倭館にて調査をおこなつた。彼らは定められた12か条の心得以外に竹島・松島の所属も調査した。その理由は、彼らが日朝外交の歴史を調査するなら、まず対馬藩の外交史料集である『朝鮮通交大紀』や『善隣通交』などを調べることになるが、そうなると日朝間で大問題になつた元禄竹島一件を当然知ることになり、そこから日本の国境を見定める意義を見いだしたためだつたと考えられる。元禄竹島一件とは、1693（元禄6）年に竹島（鬱陵島）へ出漁した米子の町人である大谷家が同島にいた安龍福ら朝鮮漁民二人を連行して鳥取藩へ引き渡したことによつて端を発する対馬藩と朝鮮との竹島（鬱陵島）領有権交渉をさす。森山らは外務省、ひいては太政官へ提出した『内探書』に竹島・松島の調査結果をこう記した。

一 竹島松島 朝鮮付属に相成候 始末

この件、松島は竹島の隣島にて、松島に関してはこれまで掲載した書留もない。竹島に関しては元禄期の〔朝鮮との〕往復手続書が写しのようにある。元禄後はしばらくの間、朝鮮から居留のために派遣されたが、今は以前のように無人になつた。竹木または竹より太い葦を産し、朝鮮人參が自然に生じ、その他にも漁産が相応にあると聞いている。

ここに傍線部は筆者が引いたが、この部分は『公文別録』⁴⁾にはあっても、『日本外交文書』第三巻や『朝鮮事務書』⁵⁾には抜けている。この傍線部を見ないと森山らが元禄期の日朝交渉を丹念に調査したことがわからず、塙本孝のいうように「竹島松島が朝鮮付属（領）になった始末（経緯）は書かれていない」⁶⁾という結論になろう。傍線部に記された「往復手続書」の写しは『日本外交文書』に明記されたように⁷⁾、付属書である別冊『対州朝鮮交際取調書』（『取調書』と略す）に収録されており、アジア歴史資料センターのサイトにても公開され

ている⁸⁾。この『取調書』には「竹島一件」という項目があり、元禄期における対馬藩と朝鮮との竹島（鬱陵島）領有権論争に関する往復書簡のうち、次に重要な6通を中心に記述された。

1. 鳥取藩の漁民が竹島（鬱陵島）から連行した朝鮮漁民を対馬藩が朝鮮へ送還し、朝鮮漁民の竹島への出漁禁止を朝鮮へ要求した対馬藩の書簡（1693年9月付）。
2. 日本の処置に感謝し、朝鮮が日本の「竹島」はもちろん「弊境の蔚陵島」も渡海禁止の島であると述べた書簡（1693年12月付）。
3. 朝鮮の書簡に書かれた「弊境の蔚陵島」は日朝交渉に無関係なので、その文字を書簡から削除するよう要求した対馬藩の書簡（1694年2月付）。
4. 朝鮮の方針が一変し、朝鮮漁民が出漁した竹島は朝鮮の蔚陵島（鬱陵島）であり、対馬藩が日本人の蔚陵島への侵涉を論じないで朝鮮漁民を拘束したのは不當であると記した朝鮮の書簡（1694年9月付）。
5. 結局は両国が共に蔚陵島を朝鮮の領土であると確認したことを記す朝鮮の書簡（1698年3月付）。
6. 竹島一件の完全な解決を確認した対馬藩の書簡（1699年1月付）。

これらの書簡は、対馬藩による元禄竹島一件の記録集『竹島紀事』や、『善隣通交』、『朝鮮通交大紀』（書簡6を除く）に載っているが、『調査書』に記された書簡は『善隣通交』卷5「告竹島一件事考」からの筆写である。同書を見ると、竹島が朝鮮付属になった始末は書かれても、松島に関しては何ら記述がない。そのためか、森山らは『内探書』に松島に関する「書留」がないと記した。この「書留」の意味を『隱州祝聴合記』などの文献と解釈する向きもあるが⁹⁾、ここでいう書留とは対馬藩が書き留めた記録類をさす。

松島（竹島=独島）に関する書留は『竹島紀事』元禄八年十月条に見られる。それによると、幕府が元禄竹島一件に関連して対馬藩へ竹島の方角に他に島があるかと尋ねたところ、同藩は「竹島の近所に松島と申す島があり、そこへも

出かけて漁をするということを下々の風説で聞いています」と回答した。この一節は天保竹島一件の際にも対馬藩の書留に引用され、それに続けて「竹島同様に日本人が渡って漁をするのが停止された島であると考えられますが、断定することはお答えしかねます、朝鮮地図をもって考えれば、蔚陵・于山の二島があると見えます」と幕府に報告したことが記録された¹⁰⁾。

これらの書留に見られるように、対馬藩では朝鮮の蔚陵島である竹島はもちろん、「竹島の近所」にある松島への渡航も禁止されたと認識していた。そうした対馬藩の認識にもとづいて森山らは竹島・松島を朝鮮付属と判断する前記『内探書』を作成したのである。森山らは、松島が竹島の「隣島」であるなら、たとえ充分な書留がなくても松島を朝鮮付属と見て差しつかないと判断したようである。この報告書は太政官へも伝えられたので、太政官も同じような認識を持ったであろう。

やがて外務省で『内探書』や『取調書』は忘れ去られたようである。外務省では竹島は朝鮮の鬱陵島という認識が明確に継承されず、1876~78年に混乱が起きた。鬱陵島を対象とした「松島開拓願」が外務省へたびたび出されたが、同省では竹島・松島の比定をめぐって大いに混乱した。そのため、1881年に再び竹島の調査がおこなわれたが、これについては後述する。

3. 「竹島外一島」論争

1876（明治9）年、内務省地理寮の地籍担当者から島根県へ竹島の所属に関する照会があった。島根県は竹島の所属を調査したが、同島を県の地籍に載せるべきかどうか結論を出せず、内務省に伺書を出すことにした。島根県は絵図「磯竹島略図」や竹島・松島に関する「原由の大略」、幕府の竹島渡海許可書、竹島渡海禁制書などを添えて10月、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（「島根伺1」と略す）を内務省へ提出した。これを受けた内務省は独自に『竹島紀事』を精査し、「竹島外一島」は本邦に関係ないと判断した。そのうえで「版図の取捨は重大の事件」と考え、太政官へ「島根伺1」と同じ題名の「日本海内 竹島外一島 地籍編纂方伺」（「内務伺」と略す）を1877年3月17日に提出した¹¹⁾。この時、資料として①幕府の竹島渡海禁止令の経緯、②竹島渡海禁止令

を朝鮮の使者へ伝えた達書、③蔚陵島を朝鮮領と確認した前記の書簡5、④竹島一件の完全解決を確認した前記の書簡6および対馬藩の口上書、⑤「島根伺(1)」全書類の写しなどを添付した。これに対して太政官は早くも3日後には内務省の判断どおりに竹島外一島を本邦関係なしとする指令案を作成し、参議や右大臣の承認を得て29日に太政官指令を内務省へくださいました。

この一連の資料を発掘した堀和生は、「外一島とは松島〔竹島=独島〕であると明記され、その位置と形状も正しく記述されていた」と主張した¹²⁾。堀の論文は1987年に発表されて以来、外一島が松島（竹島=独島）であるという見解は塚本孝¹³⁾、内藤正中らに支持され¹⁴⁾、長い間ほとんど異論がなかった。ところが2004年になって下條正男は外一島が「今日の竹島を指すのかそうでないのか、判然としない」と異論をとなえた¹⁵⁾。しかし、その後の下條は自説を数回も変えて定見がなく¹⁶⁾、最近では「島根県が提出した書類だけを見ていれば「外一島」は現在の竹島とすることもできる」と見解を変えた¹⁷⁾。また、杉原隆は、1881（明治14）年に島根県が内務省へ提出した「日本海内松島開墾の儀に付伺」（「島根伺2」と略す）を根拠に、「明治十年の時の「竹島外一島」と記された時から松島は鬱陵島のことと明治政府は認識していたのである」¹⁸⁾と主張した。この杉原説をきっかけに「竹島外一島」の解釈をめぐって研究者間で論争が始まった。そこで、まずは杉原説の根拠になった「島根伺2」の概略を見ることがある。その理解のために当時の時代的背景を簡単に見ておこう。

1876年、朝鮮は日本の砲艦外交によって開港を余儀なくされたが、鬱陵島は非開港場であったので日本人が鬱陵島へ渡航するのは違法であった。しかし、ロシア公使 榎本武揚から鬱陵島の情報を得た林伸二郎らは1878年に同島を調査し、翌年から主に山口県人を配下にして本格的に同島にてケヤキなどの高級材を盗伐したり、密漁をおこなった。1880年には海軍卿になっていた榎本武揚や、武器商として財をなした大倉組（大倉財閥）なども出資し、鬱陵島での盗伐は拡大した。そのうえ、物資の運搬には海軍卿のはからいで海軍輸送船「第一廻漕丸」を利用するまでになった¹⁹⁾。こうした日本人の侵入を1881年に定期的な搜討によって知った朝鮮政府は、対策として鬱陵島の開拓を計画する一方、日本政府へ抗議をおこなった。これに対して外務省は朝鮮政府に調査を約束し、

竹島（鬱陵島）の所属問題を改めて調査した。この調査に当たったのは太政官にて地誌を担当した後に外務省へ転任した北沢正誠である。北沢は後述の『磯竹島覚書』をはじめ、内外の資料を精査して8月、「今日の松島はすなわち元禄12年に称する竹島にして、古来我が版図外の地」であり、かつ朝鮮の鬱陵島であるとの結論を出し、報告書『竹島考證』および『竹島版図所属考』を著した。これによって外務省は竹島（鬱陵島）を朝鮮領と認めて12月、朝鮮政府へ日本人はすべて撤収したと虚偽の報告をした。しかし、これはすぐに見破られた。翌1882年、朝鮮政府は鬱陵島検察使 李奎遠を派遣し、多くの日本人が同島に残留しているのを確認したのである。日本の虚偽報告を知った朝鮮政府は修信使 朴泳孝が日本政府へ直接抗議をおこなった²⁰⁾。

この抗議にもかかわらず日本政府の対応は遅く、やっと1883年3月になって太政大臣 三條実美は「日本称松島、一名竹島、朝鮮称蔚陵島」への渡航禁止を内務省へ指令した。内務省はこれを日本各地の地方長官へ通達し、外務省は10月に鬱陵島の日本人を強制的に連れ戻した。

一方、太政大臣の渡航禁止令以前に第一廻漕丸に乗り合わせて鬱陵島へ渡航したことのある島根県の大屋兼助は鬱陵島の開墾を決意して1881年、同志と連名で「松島開墾願書」を島根県へ出した。これを受けた島根県は内務省および農商務省に対し、去る1877年に「竹島外一島」は本邦に無関係であるとの指令を内務省から受けたが、大倉組が該島（松島）へ渡航して伐木していることからすると該島はその後何か変更があったのか、また該島は日本領になったのかを尋ねる先の「島根伺2」を1881年11月に提出した。

島根県は「島根伺2」で松島を開拓可能な島として記述したが、これには二つの可能性がある。その第一は「島根伺2」にいう松島と、1877年の「島根伺1」にいう松島を同一と見た可能性である。この場合、両伺書に書かれた松島は島の大きさや航路の距離などが一致しないので、島根県はそれらの違いを看過したか無視したことになる。その第二は島根県が「島根伺2」にいう松島は島名混乱に影響された名前であり、実は「島根伺1」の竹島であると認識していた可能性である。この場合は、島名混乱について伺書に何か記すはずであるが、そうした記述がない。この可能性は低いのであろう。

内務省は「島根伺2」を受けるや、外務省へ事実関係を確かめるべく、表題なしの11月29日付け質問書にて1877年太政官指令や「島根伺2」の写しを添付し、「竹島松島」は太政官指令によって本邦と無関係であると心得ているが、「島根伺2」によれば大倉組が該島（松島）で伐木をしているようなので、近ごろ朝鮮国と何か談判・約束などがあったのかどうか尋ねた。この太政官指令の写しに朱書きで「(付箋書類略す)」、「外一島は松島なり」などと記入されたが、これらの文字は内務省が加筆したのである。内務省は1877年当時の太政官指令の外一島は松島であったということを1881年にも確認したのである。ただし、内務省はこの1877年当時の松島を「島根伺2」にいう松島と同じと見たのかどうかは質問書からは定かでなく、先の島根県の場合と同様に二つの可能性がある。

内務省の質問書に対して外務省は1881年12月に「朝鮮国蔚陵島すなわち竹島松島」に関して朝鮮政府から該島へ渡航して漁採・伐木する日本人がいるとの照会を受けたので調査したところ、そうした事実があったので彼らを「撤帰」させ、朝鮮政府へ以後はこのような事がないよう禁じたと朝鮮政府へ回答した旨を内務省へ連絡した。外務省は、この4か月前に先の調査報告書『竹島考證』、『竹島版図所属考』において「朝鮮國の蔚陵島、すなわち元禄期の竹島であり今日の松島」と認識していた。したがって、外務省が内務省へ回答した文中の朝鮮国蔚陵島すなわち「竹島松島」とは元禄期の竹島、今日の松島という意味で用いたと解される。

外務省の回答を受けた内務省は島根県に対して「松島」の件は最前（1877年）の指令のように本邦と無関係と心得るべきであり、開墾願いは許可できないと1882年1月に回答した²¹⁾。

こうして「島根伺2」は決着したが、この「島根伺2」を根拠にして杉原隆は「竹島外一島」は松島すなわち鬱陵島の一島をさすと主張した。その理由は「最前指令とは当然明治10年の「竹島外一島之義本邦関係無之義ト可相心得事」の太政官指令のことだから、松島開墾願に最前指令の通りとしたことは竹島外一島と松島は同じことを意味し開墾出来る松島は鬱陵島でなければならないことになる」とした²²⁾。少しわかりにくい論理である。

杉原の説に対して竹内猛は、まず日本語で竹島外一島とは竹島とその他の一

島、すなわち二つの島をさすのが自明であり、杉原の主張は「史料解釈の問題以前の、日本語能力（理解力）が問われかねない解釈」と批判した²³⁾。たしかに、竹島外一島の二島がなぜ松島一島と「同じことを意味」するといえるのか、杉原説は説明が充分ではない。竹内は、さらに杉原説は「島根伺1」に対する自身の解釈を提示していないと指摘した。「島根伺1」中の「原由の大略」において外一島は「次に一島あり松島と呼ぶ、周回30町ばかり、竹島と同一線路に在り、隠岐を距てる80里ばかり」と記述され、さらに松島が竹島=独島であることが明瞭な地図「磯竹島略図」まで添えられたので、外一島が松島を指すことは確実である。したがって、杉原の「一島説のような解釈が成り立つ余地はまったくない」²⁴⁾とした。この竹内の批判は妥当であろう。

一方、塚本孝は2004年までは前述のように多くの論文で外一島を松島（竹島=独島）と見ていた。しかし、最近の論文では外一島を松島とみるもの、島根県は松島を竹島=独島と考えたが、「中央政府レベルでは対象〔竹島外一島〕を「竹島（鬱陵島）及び松島（今日の竹島）」ではなく「竹島とも松島とも称される島（鬱陵島）」と認識し、当該対象について本邦無関係との判断を下したものである可能性がある」と記した²⁵⁾。その論拠は、先の外務省の回答に「朝鮮国蔚陵島すなわち竹島松島」と記されたことや太政大臣の禁止令に「日本称松島、一名竹島、朝鮮称蔚陵島」と記されたことなどである。すなわち、島名混乱の激しかった1881～83年に鬱陵島が「松島、一名竹島」とされたので、その4～6年前の1877年太政官指令も同様だったのだろうと類推するものである。過去へ遡っての類推という手法は問題とする時点の資料が不充分であればやむを得ないが、1877年の場合は充分な資料が存在するので、まずはその資料を徹底分析するべきであるが、塚本にはそれがない。

1877（明治10）年当時の資料を徹底的に分析した池内敏は、「明治10年の日本政府中央は、竹島（鬱陵島）と松島（竹島）は日本の版図外であると公式文書で表明している」との結論を導いた。そのうえで池内は杉原説や塚本説に対し、「竹島外一島が「竹島と、それ以外のもうひとつの島」と解釈されるべきことに議論の余地はない。それを「鬱陵島ともうひとつの鬱陵島」として解しなさいと明治政府の中央官僚が述べたとでもいうのだろうか……〔途中省略〕

混乱しているのは明治初年の竹島・松島認識の方ではなく、杉原見解や塚本見解の方なのである」と批判した。さらに池内は、「この事実〔太政官指令〕は、竹島が歴史的に見て日本領であったことを主張したい者にとって、受け入れがたい史実である。受け入れたくない史実を真正面から受け止めきれないから、本来、そこに存在しない島名混乱の影響などというものを外から持ち込んで、矛盾の多い主張を押し通そうとせざるを得なくなっているのである」ときびしく批判した²⁶⁾。

池内の反論は妥当ではあるが、一方で1877年に内務省や太政官が松島を主体的にどのように認識していたのかについてはふれていない。内務省は島根県が提出した「磯竹島略図」や原由の大略を「内務伺」に添付して太政官へ提出したので、それらの資料に異議がなかったのであろうが、こうした受動的な認識だけでは「竹島が歴史的に見て日本領であったことを主張したい者」は納得せず、さらに尾を引くことになった。池内は塚本への反論の一部に外務省記録局長渡邊洪基の建議書などを引用したため、かえって議論を紛れさせる余地を残してしまった。杉原からの反論はないが、塚本からの反論は『竹島考證』に書かれた外務省官吏ら個々人の判然としない竹島・松島認識を引用して論じるものであった²⁷⁾。しかし、この問題で当事者の内務省・太政官とは直接関係がない外務省官吏ら個々人の竹島・松島認識を引用していかように論じようとも1877年当時の内務省や太政官の竹島・松島認識を知ることはできない。肝要なのは、当事者である内務省および太政官の1877年当時の竹島・松島認識をきちんと示すことである。それを次に論じる。

4. 内務省・太政官の竹島・松島認識

時期は少し遡るが、明治政府は地誌編纂という国家事業を遂行するため、1872（明治5）年に太政官正院に地誌課を設けた。地誌課はたびたび所属が変わり、1874年8月に内務省地理寮地誌課、1875年9月に太政官正院修史局地誌掛、1877年1月に太政官修史館第3局乙科の所属なった後、同年12月にいったん廃止された。太政官の地誌資料などを引きついだ内務省地理局は翌1878年1月に地誌課を設置して地誌編纂にあたった²⁸⁾。なお、地理局は1877年1月11日

以前には地理寮と称していた。

このように組織が変わる中で地誌の編纂がおこなわれたが、竹島・松島に関する地誌編纂は1875年8月に内務省地理寮にて『磯竹島覚書 完』（『磯竹島覚書』と略す）としてまとめられた²⁹⁾。同書は、元禄竹島一件に関する鳥取藩政資料や『竹島紀事』などをもとに編纂された。『磯竹島覚書』から松島の記述を抜き出すと次のとおりである。ただし「表題」は目次の項目であり、本文中の見出しとは若干ことなる。また、年号のない月日は元禄8（1695）年である。

1. 表題「同[12]月24日、[鳥取藩]松平伯耆守の家来を呼び寄せて書付で尋ねた件について下記の返書が来た事」、12月25日

竹島・松島、その他に両国へ付属の島はございません。

2. 表題「去〔元禄8年〕8月、松平伯耆守より当時の月番老中 土屋相模守殿へ差し出した書付の写し」、8月12日

異国人が大勢いたため、アワビ採りが困難で船を着けられませんでした。船路に松島という小島が見えたので立ち寄ってアワビを少々採って帰帆したと船頭がいったことを國元より申して來ました。

3. 表題「松平伯耆守へ重ねて尋ねた件の書付が来た事」、12月25日

竹島の他に松島という島は因幡国・伯耆国へ付属する島かどうかとの事。この松島は両国の付属ではありません。竹島へ渡海の途中にある島です。

4. 表題「同[12]月23日、松平伯耆守留守居を呼び寄せて尋ねたことに伯耆守より書付で申してきた事」、元禄9年1月23日

- 一 松島はいづれの国に付属の島でもないと聞いています。
- 一 松島へ漁に出かけたのは竹島渡海の道筋にあたるので立ち寄って漁をしました…… [以下省略]
- 一 福浦から松島へ80里ほど
- 一 松島から竹島へ40里ほど
- 一 松島へ伯耆国から海路120里ほど
- 一 松島から朝鮮国へは8、90里ほどあるように聞いています

このように内務省は地誌編纂をとおして元禄期に竹島渡海の途中にある松島で猶がおこなわれたことや、松島から隱岐福浦や竹島、朝鮮までの距離などを把握していた。また、松島が因幡・伯耆両国に属さないことや、日本のいずれの国にも属さないと鳥取藩が理解していたことなども把握していた。

この編纂直後の1875年9月、前述のように内務省地誌課は太政官正院修史局にそっくり移った。したがって、内務省の竹島・松島認識はそのまま太政官の認識になった。その翌年の10月に前記の「島根伺1」が内務省へ提出された。この伺書を判断するにあたって内務省は『磯竹島覚書』が必要になったのか、太政官へ移った同書を内務省地理局が筆写した。筆写本の表紙には「磯竹島覚書 地理局」と記された。塚本孝は「太政官が内務省の判断とは別に独自の調査をしたことは考えにくい」と記したが³⁰⁾、内務省地誌課をそっくり受け入れた太政官こそ竹島・松島を最もよく熟知する機関であった。そのため、太政官は内務省の伺書に対して「版図の取捨は重大の事件」であるにもかかわらず、わずか3日で迅速に竹島外一島を本邦関係なしとする指令案を作成することが可能だったのである。

松島の位置に関する認識であるが、〈表1〉³¹⁾に見られるように島根県と内務省・太政官の認識はほぼ一致する。政府中央も竹島と松島を別個の島であると判断したのである。したがって、中央政府が島根県と違って1877年に竹島外一島を「竹島とも松島とも称される島（鬱陵島）」、すなわち同一の島であるとみた可能性はなく、塚本孝の推論は成り立たない。もちろん「竹島外一島」をひ

〈表1〉 太政官指令前後の島根・内務・太政官の竹島・松島認識

	島根県	内務省・太政官	太政官
時期	指令前	指令前	太政官指令後
隱岐 - 松島	80里	80里	69里 35町
松島 - 竹島	40里	40里	30里 5町
竹島 - 朝鮮	50里	40-50里	36里 26町
出典	磯竹島略図 (1876.10)	磯竹島覚書 (1875.8)	日本地誌提要卷50 (1878.1)

とつの島と見た杉原説も成り立たない。

さて、太政官指令はその後の官撰地図に当然ながら反映された。内務省地理局は「大日本府県管轄図」(1879)、「大日本国全図」(1880)、「大日本府県分轄図」(1881)などを発刊したが、『大日本府県分轄図』中の「大日本全国略図」以外に竹島・松島は描かれなかった。「大日本全国略図」の初版は松島を日本領として彩色したが、改訂版はその誤りを訂正して無色にし、日本領扱いになかった³²⁾。さらに地理局は廃藩置県の実施年である1871年から1882年までの日本各地の所属変遷を示す地図帳『大日本国全図』(国立公文書館所蔵)を作成したが、同書で12枚の地図のうち数枚には北千島を描いても竹島・松島は一枚も描かなかつた。竹島 = 独島を日本領とみなさかつたのである。

5. 海軍の調査と島名の混乱

海軍はイギリスやロシアが作成した海図や水路誌などを調査する過程で竹島 = 独島を認識するようになった。1875（明治8）年、海軍省水路局は「朝鮮東海岸図」に竹島 = 独島をロシア名「ヲリウツア并メネライ礁」の名で描いた。同図の経緯について水路局はイギリスの測量図（1855）およびロシアの修正図（1857）を元に作成したと図中に記している。

この「朝鮮東海岸図」で注目すべきは鬱陵島を「松島」と記載したことである。かつて海軍省水路寮は1873年に「朝鮮全図」を刊行し、江原道の東に西から弓山島、蔚島の二島の名を記したが、今回はイギリスの水路誌 *China Pilot* などがダジュレー（鬱陵島）を「MATU SIMA」と記載したのを知ってその名を和訳したのであろう。この事実は、江戸時代に日本で鬱陵島は竹島、竹島 = 独島は松島と呼ばれていたのを海軍が知らなかつたことを示す。もっとも海軍が日本の領土でもない竹島・松島の地誌や歴史をほとんど知らなかつたとしても責められるべきことではない。やがて水路局は名称を水路部と改めたが、その後も水路部は地図「朝鮮東岸 付伯徳大帝湾」(1893) や「朝鮮全岸」1896年版に両島を「リアンコールド岩」、「鬱陵島（松島）」の名で記入した。一方、水路部は両島を日本の海図や地図には記さなかつた。

なお、イギリスの水路誌などが鬱陵島を「MATU SIMA」と記したのは、

よく知られているようにシーボルト「日本地図」(1840)の影響であった。シーボルトは幕府の天文方から秘密裡に得た「伊能図」を元にして英語の「日本地図」を作成し、それにダジュレー（鬱陵島）を「Matussima」、一時は存在が信じられた架空の島「アルゴノート」を「Takasima」と記した。この地図が西洋に広まり、世界的に松島は鬱陵島をさすようになった。この誤った認識が海軍に定着し、海軍水路局は1883年にロシア東部や朝鮮の沿岸を扱った『寰瀛水路誌』第2巻に同島を「鬱陵島 一名松島 洋名ダグレット」として記述した³³⁾。一方、古来の松島（竹島=独島）はリアンコールト列岩として同書の朝鮮東岸に同島の沿革や形状などが記された。その記事は*China Pilot*からの翻訳であり³⁴⁾、海軍が実際に調査をおこなったわけではない。やがて、水路部は『寰瀛水路誌』の編纂を中止し、各国別の水路誌を編纂した。その時、函館へ向かう水道にあるとされたリヤンコールト列岩は『日本水路誌』には記述せず、『朝鮮水路誌』(1894)にのみ記述した。ただし、『日本水路誌』第1巻(1892)の付図「海岸区域図」には「リヤンコールド岩」が描かれた。しかし、同図は「区域ごとに色分けされた彩色が施されるのに対し、朝鮮、松島（鬱陵島）、リヤンコールド岩には彩色が施されない」のであった³⁵⁾。水路部はリアンコールト列岩を日本領とは見なかったのである。外国名しか知らない海軍がその島嶼を日本の領土と見るはずがないので当然であろう。

1905年、リアンコールト列岩は竹島と命名されて島根県に編入された。そのため『朝鮮水路誌』の第2改版(1907)では表題が「竹島 (Liancourt rocks)」に変わる一方、『日本水路誌』第4巻の第1改版(1907)にも追加され、形状などが書かれた後、「明治38年に島根県の所管に編入せられたり」と記された。さらに1910年に韓国が日本に併合されるや、『朝鮮水路誌』は1911年に『日本水路誌』第6巻として発刊された。これら明治時代の水路誌をまとめると(表2)のようになる。

こうした海軍の調査は文献が中心であったが、1904年に日本海=東海での日露海戦で相当な被害をこうむるや、海軍は鬱陵島海域の戦略を重視し、リアンコールド岩に望楼を設けるための現地調査をおこなった。8月、海軍は松島（鬱陵島）に仮設望楼を2か所建てて9月に海底電線を敷設したが、この敷設時に

〈表2〉 竹島=独島に関する明治時代の水路誌

年月	水路誌名	備考
1883.4	寰瀛水路誌 第2巻	表題「リアンコールト列岩」、沿革・形状を記載
1892.3	日本水路誌 第1巻	記事はなく、付属「海岸区域図」に「リヤンコールド岩」（無彩色で日本領外）記載
1894.11	朝鮮水路誌	『寰瀛水路誌』第2巻と同じ
1899.2	朝鮮水路誌 第2版	同上
1904.12	日本水路誌 第1巻 第1改版	『日本水路誌』第1巻と同じ
1907.3	朝鮮水路誌 第2改版	「竹島 (Liancourt rocks)」、鬱陵島からトド猟で出漁する者あり
1907.6	日本水路誌 第4巻 第1改版	「竹島 (Liancourt rocks)」、本邦漁夫が渡来、1905年に島根県の所管に編入
1911.12	日本水路誌 第6巻	『朝鮮水路誌』第2改版とほぼ同文

護衛艦の軍艦新高が鬱陵島でリアンコールド岩の情報を集めた。新高は鬱陵島の仮設望楼から見たリアンコールド岩をスケッチするかたわら、同島を熟知する鬱陵島在住者から聞き取りをおこなって「リアンコールド岩」を韓国人が独島と書くこと、日本人がリヤンコ島と呼ぶこと、湧水地点の確認、同島に数万のアシカが群集すること、松島から4,50名以上の漁民が数回6,70石積の和船で出漁してアシカ猟をおこなって多額の収入を得たこと、彼らが6月17日にロシアの軍艦3隻が同島付近に一時漂流したことを目撃したことなどの情報を得た³⁶⁾。

漁民らが目撃した3隻の軍艦こそ、海軍輸送船の和泉丸(3,229トン)や常陸丸(6,175トン)などを撃沈して千名以上を葬った直後のウラジオ艦隊であり、この艦隊を見失った第二艦隊は「無能」とのしられ、ごうごうたる非難を浴びた³⁷⁾。これに懲りた海軍は敵艦監視の空白域である鬱陵島や竹島などに望楼を建設することが急務となり、鬱陵島に前述の仮設望楼を建てた。さらに、海軍はリヤンコ島に望楼建設が可能かどうかの現地調査を11月20日におこなった。来るべきバルチック艦隊との決戦を控えて竹島=独島の軍事的価値がさらに高まったのである。この調査は日本で初めての現地調査であった。調査を実施した軍艦対馬は、東島と西島に各1か所ずつ望楼の候補地があるが「本

島 [リヤンコルド] はやせた禿岩であり、海洋の蛮風に露出し、その猛威を避けるのに充分な面積がなく、炊くに燃料がなく、飲むに水がなく、食うに糧なし」と観察した³⁸⁾。このため、第二艦隊参謀はリヤンコルドは望楼建設には適さないとの結論を出し³⁹⁾、望楼の建設はいったん見送られた。しかし、翌1905年5月の日露海戦において竹島=独島近海がバルチック艦隊の終焉の地になり、同海域の軍事的価値が再認識された。そのため、海軍は二度目の竹島=独島望楼の調査を軍艦橋立が6月におこない、アシカ猟漁民の生活状況からみて月に1,2回ほど生活物資を補給すれば生活は可能であると判断した。その判断にしたがって8月、海軍は本格的な望楼を竹島=独島と松島（麟陵島）北に建て、松島の仮設望楼を廃止した。海底電線は松島北望楼には接続したものの、竹島=独島では維持管理が大変であるとの理由から接続せず、直近を通過したのみであった⁴⁰⁾。

6. 釜山領事館の調査

1883（明治16）年、前述のように麟陵島に在留した日本人は強制的に連れ戻されたが、1892年ころから今度は主に島根県人が麟陵島へ侵入し、盗伐などを始めた。これも韓国政府の抗議を受けて外務省は1899年に現地で彼らに退去命令を出した。この時、ほとんどの日本人は麟陵島を離れたようである。

しかし、その後も日本人の侵入は止まらず、やがて日本政府は方針を転換して麟陵島に住む不法在留者を擁護し、韓国政府へ日本人の居住権を主張し始めた。そればかりか、日本政府は現地の治安問題を口実に公的な介入を始めた。警察官がおかげていなかった現地では「凶器をたずさえて暴行を加え、他人の物を強奪する」日本人が増えて殺人事件も頻発するようになった。これらの対策も含めて釜山の日本領事館は韓国政府の反対にもかかわらず、1902年から麟陵島に日本人警官を常駐させ始めた⁴¹⁾。日本政府が麟陵島への侵略を政策的におこなったのである。

麟陵島に駐在した警官は定期的に調査報告書を日本領事館へ送ったが、その中にリヤンコ島（竹島=独島）の記事が含まれることもあった。その一例であるが、1902年、警部 西村鉢象の調査報告書「麟陵島調査概況」にリヤンコ島

はこう記された⁴²⁾。

本島 [麟陵島] の正東50海里に3小島あり。これを「リヤンコ島」といい、本邦人は松島と称する。同所に多少の鮑を産する所以本島より出漁する者がいる。しかし、同島は飲料水が乏しいので永く出漁できず、4,5日すると本島に帰港する。

この報告はそのまま外務省発行の『通商彙纂』に転載され、外務省の公式見解になった⁴³⁾。外務省は麟陵島からの漁業活動をとおしてリヤンコ島が経済的に麟陵島に従属した島であるとしたのである。実際にも竹島=独島では1895年ころから麟陵島から出漁した韓国人によってアシカ猟がおこなわれていた⁴⁴⁾。さらに、1904年のアシカ猟についても1905年7月31日付け領事館報告書「麟陵島現況」にて下記のように記された。

トド [アシカ] と称するは麟陵島より東南約25里の位置にあるランコ島に棲息し、昨年ころから麟陵島民がこれを捕獲し始めた。捕獲期間は4月より9月に至る6か月間であり、漁船一組につき猟手および水夫ら約10人で平均一日に約5頭を捕獲するという。そして本事業に従事する者が約30人いる。漁船は3組あり、またトドは1頭につき現在の市価は平均3円である。

この報告書はランコ島（竹島=独島）を麟陵島の経済圏であるとしたのであるが、これはそのまま外務省『通商彙纂』に転載され⁴⁵⁾、さらにそのまま『官報』（1905.9.18）にも掲載されて日本政府の公式見解になった⁴⁶⁾。これに先立つ2月、日本政府は竹島=独島を島根県へ編入したが、これを『官報』に公表せず、政府レベルでは秘密裡におこなったので、釜山の日本領事館をはじめ外務省や『官報』の担当者さえランコ島が日本の「新領土 竹島」になったことを知らなかつたのである。

7. 領土編入時の調査および公示問題

竹島＝独島は1905年2月に島根県告示40号によって隠岐島司の管轄下におかれだが、そのきっかけになったのは島根・鳥取県民のアシカ猟である。鳥取県東伯郡の中井養三郎らは1903（明治36）年からリヤンコ島（竹島＝独島）でアシカ猟を始めた。すると、翌年は日露戦争が始まり、戦争特需のあおりでリヤンコ島でのアシカ猟は過当競争におちいった。これに危機感をもった中井はアシカ猟を独占しようと図り、アシカ猟が終わるや同島の貸下願を朝鮮政府へ出すべく上京して関係筋へ働きかけた。中井は以前からしばしば鬱陵島を往復していくリヤンコ島を熟知しており、同島を朝鮮領と信じていた。しかし、中井は関係筋にあたるうち、水路部長 肝付兼行の助言をうけて方針を変え、内務・外務・農商務大臣宛「リヤンコ島領土編入ならびに貸下願」を内務省へ9月29日に提出した。

これに対して内務省はかつて竹島・松島を日本の領土外とする太政官指令を受けていただけに中井の願書を却下しようとした。一方、外務省政務局長 山座円次郎は「時局なればこそ、その〔リヤンコ島〕領土編入を急要とする。望楼を建築し、無線もしくは海底電信を設置すれば、敵艦の監視上極めて有用である。特に外交上は内務のような顧慮は必要ない」と語り、中井を積極的に支援した⁴⁷⁾。前述のように、このころはバルチック艦隊との海戦を前にして竹島＝独島の望楼建設が急務と考えられていた。

中井の願書は山座が支援したことによって審査が進展した。10月15日、内務省は中井の願書に関して外務省へ照会し、異存がないことを確認した⁴⁸⁾。同様に農商務省にも確認したうえで11月15日、島根県に対してリヤンコ島の所属を決める場合は隠岐島司の所管にしても差しつかえないかどうか、さらに島嶼の命名に関して意見を聞きたいと照会した。島根県がこれを隠岐島司に照会したところ、島司 東文輔は隠岐の所管に問題がないこと、命名は「竹島」が適当であると11月30日に回答した。島司は命名の理由を、「元来、朝鮮の東方海上に松竹両島が存在することは一般に伝承されるところであるが一方、從来、当地より樵耕業者が往来する鬱陵島を竹島と通称しているが、実は松島であり、

海図によっても瞭然である。したがってこの新島において他に竹島に該当するものがない。よって今まで誤用していた名称を転用して竹島の通称を新島に冠するのが適當である」と回答した⁴⁹⁾。島司は地元民が鬱陵島を竹島と呼んでいるのは誤りであると断定したが、過去に一度も日本の領土になったことのない竹島・松島に関して隠岐島府や島司が正しい歴史的経緯を知らず、水路部の海図が正しいと信じたとしても無理はない。

内務省はさらに水路部にも照会した。この照会に関連があるのか、リヤンコ島を調査した対馬艦長は1905年1月5日に水路部長へ「リヤンコールド島概要」を送った⁵⁰⁾。これは対馬艦長が先にリヤンコールド島を調査した時の報告書と同一内容と思われる。

内務省は関係部署の回答からリヤンコ島を日本領に編入しても差しつかえないと判断し、同島を新たに「竹島」と命名して島根県隠岐島司の管轄下におくことを閣議にはかった。その際の名分は無人島であるリヤンコ島は他国が占領した形跡がなく、中井養三郎が同島に移住して漁業に従事したことは国際法上の占領と認められるということであった。この請議に際し、竹島＝独島と鬱陵島との結びつきなどを無視した。さらに、韓国政府が1900年に勅令41号によって竹島＝独島を石島の名で鬱島郡の管轄下においたことなども看過、または無視した。勅令の石島は竹島＝独島以外に比定すべき島がない⁵¹⁾。

内務省の請議は1月28日の閣議で承認された。かつて、内務省は版図の取捨を国家の重大事と認識していたが、竹島＝独島の領土編入を『官報』に公表しなかった。また、外国への通告もしなかった。かつて、日本政府は小笠原諸島を領土編入するにあたって外国との協議に相当な苦労をしただけに、それ以後の大東島や尖閣諸島（釣魚島）などの領土編入に際しては重大事にもかかわらず官報での公示や外国への通告を避けたようである。諸外国との摩擦を懸念したのであろう。内務省は閣議決定を受け、島根県へ2月15日付け訓令87号にて「北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐を隔てる西北85海里にある島嶼を竹島と称し、今よりその所属を隠岐島司の所管とする」と通達した。島根県は、これとほぼ同文の内容を県告示40号として県内の各市町村へ通達した。この時に竹島と松島の名前が公式に入れ替わったのである。

編入に関する報道であるが、編入直後は地方紙の『山陰新聞』(1905.2.24)が簡単な記事を載せたのみであった。同紙は「隱岐の新島」と題する6行のベタ記事で島根県告示40号の簡単な文面に続けて「右島嶼は周囲15町位の二島よりなる。周囲には無数の群島が散在し、海峡は船の碇泊に便利である。草は生えているが樹木はないという」と書いたのみで、記事にリヤンコ島や松島の名はなかった。これではごく一部の関係者しかリヤンコ島の編入を知ることができない。他には、編入から3か月以上たって対馬沖海戦でリヤンコールド岩が注目を浴びるや、『読売新聞』(6.1)が「リヤンコルド岩」と題する小さな記事で同島を2月に島根県の所轄にしたことを伝えた。

他のマスコミは『東京朝日新聞』(5.30)や『都新聞』(5.30)、『電報新聞』(5.31)など多くの新聞が対馬沖海戦の勝利を伝える記事に「竹島」の名を使用せず「リヤンコールド岩」の名で報道した。はなはだしくは『官報』すら「竹島」の名を使用せず「リヤンコルド岩」の名を使用し、一週間後に訂正記事を出す始末であった⁵²⁾。これは竹島=独島の領土編入を『官報』などで周知しなかったことが影響したのである。結局、明治政府が公表した竹島=独島に関する資料は〈表3〉のとおりである。

〈表3〉 明治政府の竹島=独島に関する公表資料
〔日本地誌提要〕は〈表1〉、水路誌は〈表2〉参照、地図は除く)

年月日	刊行物	内容
1902.10.16	通商彙纂 234号	「韓国鬱陵島事情」、鬱陵島からリヤンコ島へアワビ漁に出漁する者がいる
1905.5.29	官報	「日本海海戦戦報」、リヤンコールド岩付近にてロシア艦隊に大勝
1905.5.30	官報	「日本海海戦統報」、リヤンコルド岩付近にてロシア残存艦隊に大勝
1905.6.5	官報	「訂正」、5.29、5.30記事中のリヤンコールド岩を竹島に訂正
1905.9.3	通商彙纂 50号	「鬱陵島現況」、鬱陵島民が1903年ころよりランコ島でトドを捕獲開始
1905.9.18	官報	同上

日本政府は竹島=独島の島根県編入を定めた島根県告示を日本国家の領有意思の表明と主張したが⁵³⁾、地方公共団体の告示を国家の意思表示と見るのは明らかに無理である。日本国家の意思表示は1905年9月の官報に代表されるようにランコ島（竹島=独島）を鬱陵島民の経済活動の場とするものであり、竹島=独島が韓国領であることを示唆するものであった。

8. おわりに

従来、外務省の森山らによる報告書『朝鮮国交際始末内探書』中の一項「竹島松島 朝鮮付属に相成候 始末」という一項は、表題が重要なわりには記述内容が簡単すぎたために充分な研究がなされなかった。これは、ほとんどの研究者が同報告書に付属する『対州朝鮮交際取調書』を見落としたことに原因がある。この『取調書』中の項目「竹島一件」をみれば、森山らが対馬藩の対朝鮮外交史料集『善隣通交』などを丹念に調査し、元禄竹島一件の経緯を理解して竹島・松島が朝鮮の付属になったとの結論を出したことが明らかである。ただし、対馬藩の史料集に竹島（鬱陵島）に関する書留は多くあるが、松島（竹島=独島）に関する書留はわずかであり、森山らが『内探書』に「松島に関してはこれまで掲載した書留もない」と記すほどであった。それにもかかわらず、森山らが松島を朝鮮付属であると判断したのは、「竹島の近所」の松島は元禄竹島一件で竹島とともに日本人の渡海が禁止されたと考える対馬藩の認識を引きついでのであろう。

このように竹島・松島を一对あるいは一体に理解したのは内務省も同様である。同省地誌課が1875年に編纂した『磯竹島覚書』に松島は「竹島へ渡海の筋にある島」などと記され、竹島渡海あっての松島という理解であった。一方、同書の地理的認識は松島から隱岐までが80里、竹島までが40里であり、これは「島根伺1」中の「原由の大略」や「磯竹島略図」に書かれた距離に一致する。また、地誌課は同書を編纂した直後に太政官へ移転したので、そうした認識などがそのまま太政官へ引きつがれた。こうした地理的認識のもとに内務省は「島根伺1」に対して江戸時代の『竹島紀事』などを調査し、「竹島外一島」すなわち竹島と松島の二島を日本領でないと判断した。また、1877年に「内務伺」

を受けた太政官は、竹島・松島を最もよく熟知するだけに速やかに内務省の見解をそのまま認めて「竹島外一島」を本邦に関係ないと指令した。したがって、塚本説、すなわち中央政府レベルでは太政官指令の対象は竹島と松島の二島ではなく「竹島とも松島とも称される島（鬱陵島）と認識し、当該対象について本邦無関係との判断を下したものである可能性がある」という説は成り立たない。池内敏は、塚本説や類似の杉原説などは太政官指令を受け入れがたいために「本来、そこに存在しない島名混乱の影響などというものを外から持ち込んで、矛盾の多い主張を押し通そうとせざるを得なくなっている」ときびしく批判した。なお、現在の外務省は島根県とは違って1877年太政官指令については黙して一言半句も語らない。これは「竹島は日本固有の領土」という外務省の主張に反するためであろうか。

塚本のいう島名混乱であるが、これに拍車をかけたのが海軍水路局「朝鮮東海岸図」や水路部『朝鮮水路誌』などであった。海軍は本来なら鬱陵島を竹島とすべきなのに西洋の地図や水路誌に影響されて松島と記し、松島とすべき竹島=独島をリヤンコールト岩としたのである。しかし、日本領でもない竹島・松島を海軍がこのように誤記したとしても無理からぬことである。

海軍は1904年に日本海=東海における日露海戦において甚大な被害を出したことから鬱陵島や竹島=独島を戦略的に重視し、鬱陵島に望楼を建てる一方、日本で初めて竹島=独島の現地調査をおこなった。そうした折、前年からリヤンコ島（竹島=独島）でアシカ猟を始めた中井養三郎から内務省に「リヤンコ島領土編入ならびに貸下願」が提出された。これに対して内務省が同島は朝鮮領の疑いがあるとして却下しようとしたのは当然であった。しかし、時局がらリヤンコ島に望楼などを設けるためにも領土編入は急を要すると考える外務省政務局長 山座円次郎が中井を積極的に支援したことによってリヤンコ島の領土編入が急進展した。1905年2月に閣議は同島を無主地と見なして「竹島」と命名し、島根県の管轄下におくと決定した。この時、すでに同島は1900年大韓帝国勅令41号にて石島の名で鬱陵島郡の管轄下におかれていたが、こうした事情などは無視された。さらに、内務省は領土の取捨を国家の重大事と認識していたが、官報には竹島=独島の編入を公示しなかった。

そのため竹島の名は周知せず、リヤンコ島付近での日露海戦を伝えた新聞はほとんど竹島の名を使用せず、海軍が官報に発表した名であるリヤンコールトの名を使用した。官報はやっと一週間後に島名を竹島に訂正したのであった。竹島の名を知らなかったのは釜山の日本領事館も同様であった。領事館は1902年から韓国政府の反対を押し切って鬱陵島に日本人警察官を常駐させたが、警察官ひいては領事館の報告書にて竹島の名は使われずリヤンコ島、ランコ島などと表記された。これらの報告は竹島=独島を鬱陵島民の経済活動の場であると見たのだが、それがそのまま外務省『通商彙纂』や、時には官報にそのまま転載されて日本政府の公式見解になった。このように、日本政府の公式的な意思表示は竹島=独島を鬱陵島民の経済活動の場とするものであり、竹島=独島が韓国領であることを示唆するものであった。

注

- 1) 朴炳涉「近代期 獨島의 領有權問題」、『獨島領有權確立을 위한 研究 5』、図書出版선인、2013、154-159頁。
- 2) 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』第24号、1987、103頁。
- 3) 「朝鮮へ被差遣候もの心得方御達之案」、『日本外交文書』2巻、265頁；塚本孝『竹島領有權問題の経緯』（調査と情報、244号）、1994、4頁。同書の第二版（1996）、第三版（2011）も同様。
- 4) 『朝鮮国交際始末内探書』、『公文別録 朝鮮事件 明治元年～明治四年』第一巻。アジア歴史資料センター、レファレンスコード：A03023620400。
- 5) 外務省『對韓政策關係雜纂 朝鮮事務書』明治三年ノ一／卷之四／1。
- 6) 塚本孝、前掲書、4頁。
- 7) 『日本外交文書』第三巻、138頁。
- 8) アジア歴史資料センター、レファレンスコード：B03030124800。
- 9) 下條正男『竹島は日韓どちらのものか』、文春新書、2004、118頁。
- 10) 韓国国史編纂委員会所蔵『對馬島宗家文書』、古文書目録#4013；池内敏『竹島問題とは何か』、名古屋大学、2012、69頁；朴炳涉「元禄・天保竹島一件と竹島=独島の領有權問題」、『北東アジア文化研究』40号、2015、36頁。

- 11) 「内務省」の影印は、内藤正中・朴炳渉『竹島=独島論争』、新幹社、2007、313-325頁。
- 12) 堀和生、前掲論文、103頁。
- 13) 塚本孝、前掲書、第一版および第二版、塚本孝「日本の領域画定における近代国際法の適用事例」、『東アジア近代史』3号、2000、88頁；塚本孝「竹島領有権紛争」が問う日本の姿勢」、『中央公論』、2004年10月号、118頁。
- 14) 内藤正中・朴炳渉、前掲書、20頁。
- 15) 下條正男、前掲書、123頁。
- 16) 下條正男は、2007年3月に島根県は外一島を竹島=独島としたが「太政官が「関係なし」とした「竹島他一島」は、二つの鬱陵島」と記した。また、同年9月には「島根県は「竹島」のみならず、「松島」をも鬱陵島と認識していた」などと記した。詳細は、朴炳渉「下條正男の論説を分析する」、『独島研究』4号、韓国嶺南大学校、2008、89-90頁、および朴炳渉「下條正男の論説を分析する（2）」、『独島研究』7号、2009、107-111頁。
- 17) 下條正男「「竹島の日」条例の威力は絶大」、『竹島の日 条例制定10周年記念誌』島根県／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、2015、16頁。
- 18) 杉原隆「浅井村士族大屋兼助他一名の「松島開拓願」について」、『郷土石見』83号、2010、23頁。
- 19) 朴炳渉「山陰地方民の鬱陵島侵入の始まり」、『北東アジア文化研究』30号、2009、35頁。同論文42頁の下7行目にて岩崎が竹島へ出航した年を1870年としたが、これを1867年に訂正する。
- 20) 宋炳基『鬱陵島・独島（竹島）歴史研究』、新幹社、2009、118-125頁。
- 21) 「明治14年 明治15年 県治要領」、『竹島関係資料集』第2集、島根県、2011、35頁。
- 22) 杉原隆「明治10年太政官指令—竹島外一島の儀ハ本邦関係無之一をめぐる諸問題」、『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』、島根県、2011、16頁。
- 23) 竹内猛「「竹島外一島」の解釈をめぐる問題について」、『郷土石見』87号、2011、43頁。
- 24) 竹内猛、前掲論文、43頁。
- 25) 塚本孝「韓国の保護・併合と日韓の領土認識」、『東アジア近代史』14号、2011、58頁。
- 26) 池内敏、前掲書、149頁。
- 27) 塚本孝「元禄竹島一件をめぐって一付、明治十年太政官指令」、『島嶼研究ジャーナル』2卷2号、2013、53頁。
- 28) 佐藤佻「内務省地理局地誌課の事蹟」、『古地図研究』305号、1999、7頁。

- 29) 大熊良一『竹島史稿』、原書房、1968、254頁。なお、『磯竹島覚書 完』（国立公文書館所蔵）の文末に「明治8年8月8日校正 中村元起」と記され、「中村」の捺印があるのでこれは原本である。
- 30) 塚本孝、前掲「元禄竹島一件をめぐって一付、明治十年太政官指令」、50頁。
- 31) 注（1）に示す論文の166頁および168頁（表1）にて『日本地誌提要』巻50の発刊を1877.1としたが、これを1878.1に訂正する。根拠は、元正院地誌課編『日本地誌提要』臨川書店、1982、1頁による。なお、『日本地誌提要』が竹島・松島を日本領外としたことは、朴炳渉、前掲「下條正男の論説を分析する（2）」106頁を参照。
- 32) 朴炳渉「明治政府の竹島=独島認識」、『北東アジア文化研究』28号、2008、42頁。
- 33) 堀和生、前掲論文、105頁。
- 34) 朴炳渉「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島=独島問題（1）」、『北東アジア文化研究』38号、2014、48頁。
- 35) 『日本水路誌』第1巻（1892）および第1巻第1改版（1904）；池内敏「海図」「水路誌」と竹島問題」、『名古屋大学付属図書館研究年報』第12号、2015、13-14頁。
- 36) 『軍艦新高行動日誌』1904.9.25；堀和生、前掲論文、114頁。
- 37) 朴炳渉「日露海戦と竹島=独島の軍事的価値」、『北東アジア文化研究』36・37合併号、2013、45頁。
- 38) 海軍軍令部編、『極秘 明治三十七八年海戦史』、4部4巻備考文書、366-367頁；朴炳渉、前掲「日露海戦と竹島=独島の軍事的価値」、52-53頁。
- 39) 堀和生は前掲論文115頁にて「東島なれば建造物の構築は可能であろうと報告した」と記したが、報告後の11月24日に第二艦隊参謀長から軍令部次長にあてた電文（アジア歴史資料センター、レファレンスコード C09050511900）によれば、「対馬リヤンコルド実地調査の結果 容易に望楼設置し得る見込みなし委細書面」と記された。
- 40) 朴炳渉、前掲「日露海戦と竹島=独島の軍事的価値」、52-53頁。
- 41) 朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題（2）」、『北東アジア文化研究』32号、2010、38頁。
- 42) 外務省記録616-10、「鬱陵島調査概況」明治三十五年。
- 43) 外務省『通商彙纂』234号、1902、46頁。
- 44) 金秀姫「竹島の日 制定以後 日本의 獨島研究動向」、『獨島研究』10号、2011、189-190頁；池内敏、前掲書、253頁。
- 45) 外務省『通商彙纂』50号、1905、50頁。
- 46) 「官報」明治38（1905）年9月18日、「韓国鬱陵島現況」；朴炳渉、前掲「明治時

- 代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題（2）」、42頁。
- 47) 堀和生、前掲論文、116-118頁。
- 48) 「リヤンコ島領土編入並ビ貸下ゲ方島根県民中井善三郎ヨリ願出ノ件」、アジア歴史資料センター、レファレンスコード：B03041153100。
- 49) 「乙庶第152号」、『秘 竹島』（島根県所蔵）。
- 50) 海軍軍令部編、前掲『極秘 明治三十七八年海戦史』、366-367頁。
- 51) 朴炳渉、前掲「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題（2）」、48-51頁。
- 52) 『官報』1905.5.29、「日本海海戦戦報」；『官報』1905.5.30、「日本海海戦続報」；『官報』1905.6.5、「訂正」。
- 53) 「1954年9月25日付 韓国政府の見解に対する日本政府の見解」（「日本政府見解3」、1956.9.20）。

訂正

本誌30号朴炳渉「山陰地方民の鬱陵島侵入の始まり」42頁、下から7行目「翌年」を「慶応3年」に修正する。